平成２５年（フ）第５７号
香川県丸亀市本島町笠島337　髙島義秋方、住民票上の住所香川県丸亀市郡家町3547番地２
債務者　林　　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７６号
佐賀県伊万里市新天町35番地15
債務者　原　　昌子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０５号
長崎県長崎市網場町434番地　よし荘102号
債務者　森川　孝幸
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
長崎県長崎市宿町192番地１　ライラックビレッジⅡ403号
債務者　松尾　由美
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＤ―606号
債務者　杉本　末和
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
長崎県長崎市木場町777番地５
債務者　浦川　美春
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
長崎県長崎市深堀町１丁目145番地４　三菱アパート13棟105号、旧住所長崎県長崎市扇町33番42―202号
債務者　堀　　恭子（旧姓福冨・松下）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
長崎県大村市原口町657番地17、前住所佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　前田　　直
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
長崎県大村市原口町657番地17
債務者　前田智恵美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
長崎県諫早市堂崎町２番地　県住つばき棟201号、前住所長崎県諫早市貝津町900番地
債務者　吉田　清香
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
長崎県大村市上諏訪町1609番地１、前住所長崎県大村市古町２丁目1806番地
債務者　峯　　輝男
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
沖縄県南城市知念字久高150番地
債務者　平木場　純（旧姓仲間）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９８号
沖縄県島尻郡渡嘉敷村字阿波連87番地
債務者　高良　明美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２０９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原750番地　松本荘９号
債務者　玉寄　雄昭
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７３号
青森県八戸市大字長苗代字窪田26番地９　ハイツリバーシティー６号
債務者　河原木勝也
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
仙台市青葉区柏木３丁目６番１号　ビレッジ柏木102、従前の住所東京都町田市大蔵町253番地15
債務者　日向野國子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
茨城県古河市山田187番地16　ハイツ粕川102
債務者　金久保弘幸
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部